

# 建設リサイクル法の 対象となる建設工事では 届出が必要です！

建設リサイクル法の対象となる工事は次のとおりです。

(1) 次の特定建設資材が使われている構造物で、

- ・コンクリート
- ・コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の規模以上の工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	床面積の合計 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	床面積の合計 500万円以上

発注者及び自主施工者は、  
都道府県知事への届出が義務付けられています。

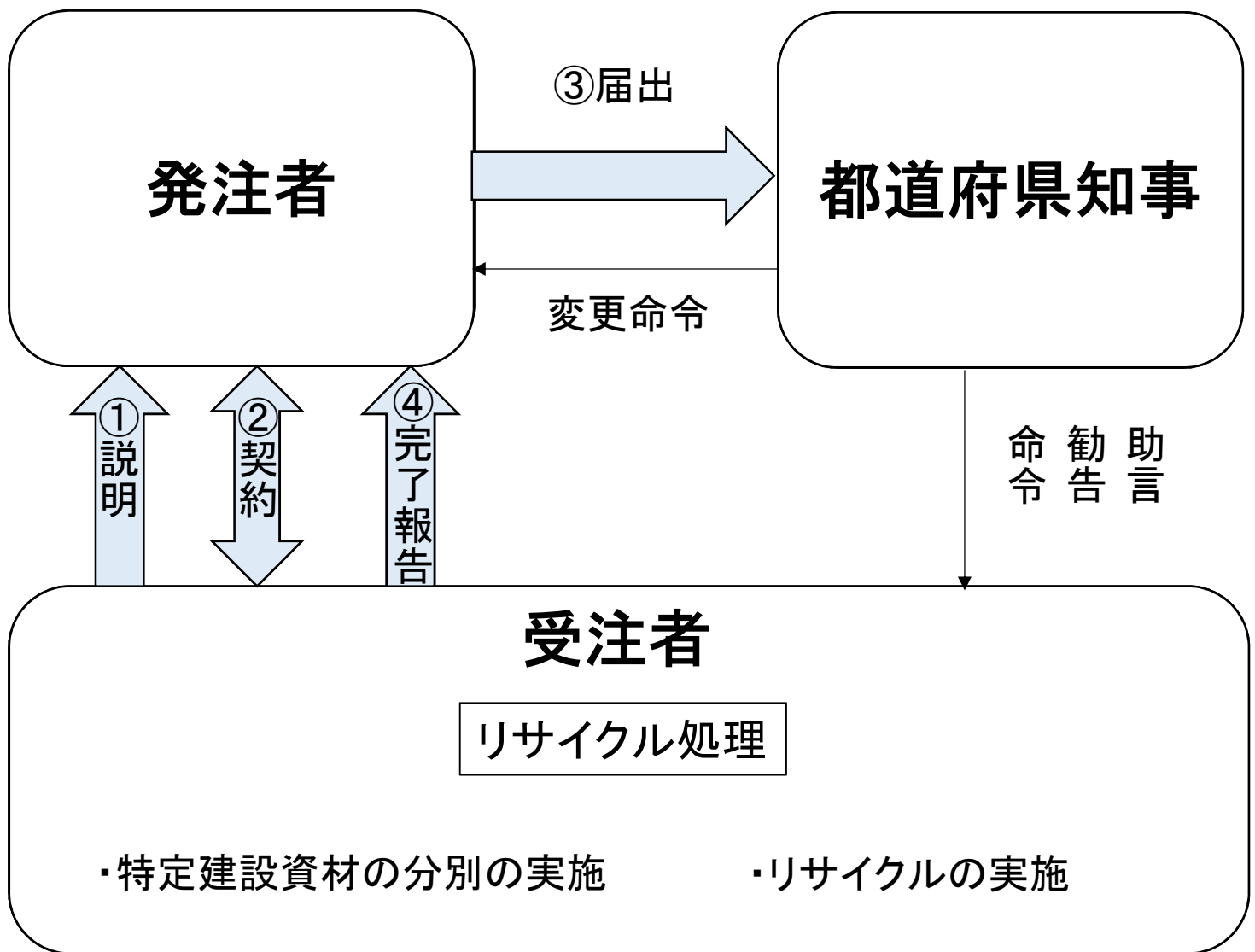
工事に着手する7日前までに届け出る必要があります。

<問い合わせ先>

各都道府県の建設リサイクル法届出窓口は下記をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/ichiran1.htm>

# 建設リサイクル法の手続きの流れ



- ①説明・・・受注者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければなりません。
- ②契約・・・発注者が受注者とかわす契約書面においては分別解体等を明記する必要があります。
- ③届出・・・発注者は工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について届け出ます。
- ④完了報告・・・受注者はリサイクル等が完了したときは、発注者に対し書面でその旨を報告するとともに、リサイクル等の実施状況に関する記録を作成し、保存します。